

別紙（受注者用）

施工管理証明工事のガイドライン（案）

福岡県県土整備部

平成25年4月

目 次

一本 編一

1. 目的	1
2. 施工管理証明の概要	2
3. 用語の定義	4
4. 試行対象工事	5
5. 施工管理証明員の資格等	6
6. 施工管理証明計画書	9
7. 施工管理証明の実施内容	12
7-1. 指定材料の確認	13
(1) 指定材料の種類及び頻度	13
(2) 施工管理証明資料（指定材料の確認）	13
7-2. 工事施工の立会い	15
(1) 立会い工種及び頻度	15
(2) 施工管理証明資料（工事施工の立会い）	15
7-3. 工事施工状況の確認（段階確認）	17
(1) 確認の内容及び頻度	17
(2) 施工管理証明資料（工事施工状況の確認（段階確認））	20
7-4. 建設副産物の適正処理状況の把握	25
(1) 確認の内容及び頻度等	25
(2) 施工管理証明資料（建設副産物の適正処理状況の把握）	25
8. 施工管理業務に係わる監督職員の業務	27
(1) 監督職員の監督業務	27
(2) 検査官における検査官への提示	27
9. 検査	28
(1) 施工管理証明資料	28
(2) 出来形寸法検査	28
10. 施工管理証明に要する費用の積算	30
(1) 積算方法	30
(2) 変更（精算）方法	32

1. 目的

施工管理証明工事は、現在、発注者の監督職員が行っている監督業務の一部を受注者の施工管理証明員（社内技術者又は受注者と契約した第三者）が施工管理証明として実施して、その結果を施工管理証明資料にとりまとめ、監督職員に報告することにより、受注者の品質確保体制を強化し、品質確保能力の向上を図るとともに、発注者の監督業務の効率化を図ることを目的とする。

品質の優れた社会資本の調達の高まり、発注者の技術職員の減少、発注者の役割の変化及び役割の増大等を受けて、現在まで品質確保に向けた新たな制度が導入されてきた。さらに、これらの制度での課題等を踏まえた新たな制度の検討がなされている。

今回、試行する施工管理証明工事は、受注者の品質確保体制を強化し、品質確保能力の向上を図るとともに、発注者の監督業務の効率化を図ることを目的に導入するものである。

2. 施工管理証明の概要

施工管理証明工事は、現在、発注者の監督職員が行っている「指定材料の確認」、「工事施工の立会い」、「工事施工状況の確認（段階確認）」及び「建設副産物の適正処理状況等の把握」について、受注者の施工管理証明員（社内技術者または受注者と契約した第三者）が施工管理証明として実施し、その結果を監督職員に報告するものである。

施工管理証明工事は、現在、発注者の監督職員で対応している監督業務の一部を受注者の社内の技術者又は受注者が契約した第三者の者が施工管理証明として実施するものである。

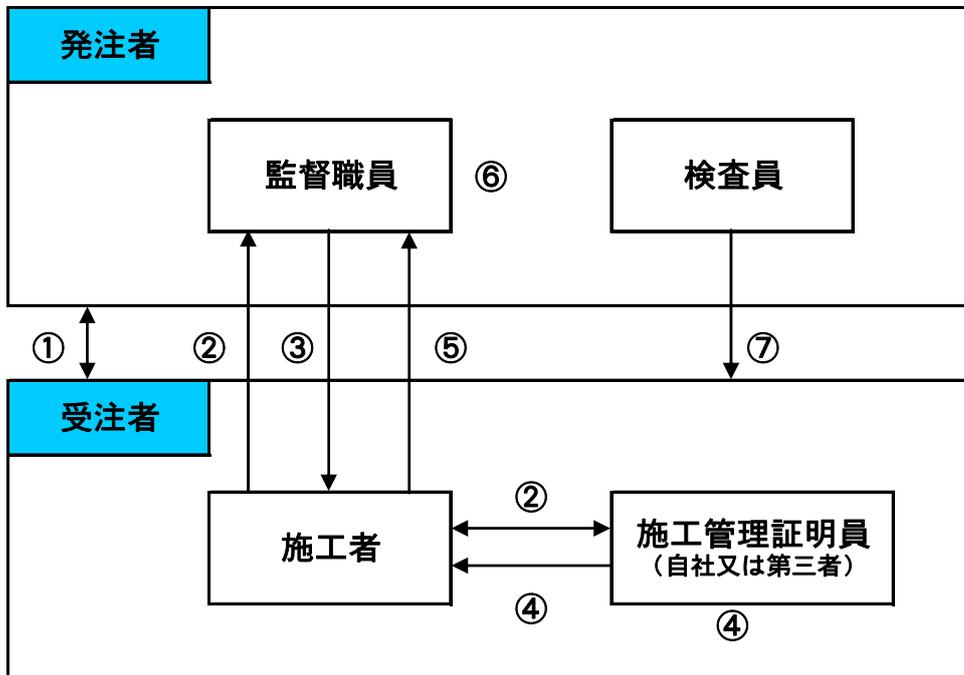
その証明する内容は、下記の監督員業務のうち、(2)指定材料の確認、(3)工事施工の立会い、(4)工事施工状況の確認（段階確認）、(5)建設副産物の適正処理状況等の把握の4項目である。

監督業務について、通常工事と施工管理証明工事における監督職員等と施工管理証明員との業務分担を図 2-1 に示す。

【通常工事（現状）】			
1. 契約の履行の確認	2. 施工状況の確認等	3. 円滑な施工の確保	4. その他
(1) 契約図書の内容の確認	(1) 事前調査等	(1-1) 地元対応（事業損失等）	(1) 現場発生品の処理
(2) 施工計画書の受理	(2) 指定材料の確認	(1-2) 地元対応（騒音・振動等）	(2) 臨機の措置
(3) 施工体制の把握	(3) 工事施工の立会い	(2) 関係機関との協議・調整	(3) 事故等に対する措置
(4) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	(4) 工事施工状況の確認（段階確認）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f0ff;"> 【凡例】 : 監督職員で対応 </div>	(4) 工事成績の評定
(5) 条件変更に関する協議、調査、検討、通知	(6) 建設副産物の適正処理状況の把握		(5) 工事完成検査等の立会い
(6) 変更設計図面及び数量等の作成	(7) 改造請求及び破壊による確認		(6) 検査日の通知
(7) 関連工事との調整	(8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し		
(8) 工程の把握及び工事促進指示			
(9) 工事変更の事前協議及びその結果の通知			
【施工管理証明工事】			
1. 契約の履行の確認	2. 施工状況の確認等	3. 円滑な施工の確保	4. その他
(1) 契約図書の内容の確認	(1) 事前調査等	(1-1) 地元対応（事業損失等）	(1) 現場発生品の処理
(2) 施工計画書の受理	(2) 指定材料の確認	(1-2) 地元対応（騒音・振動等）	(2) 臨機の措置
(3) 施工体制の把握	(3) 工事施工の立会い	(2) 関係機関との協議・調整	(3) 事故等に対する措置
(4) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	(4) 工事施工状況の確認（段階確認）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f0ff;"> 【凡例】 : 監督職員で対応 : 施工管理証明で対応 <small>*段階確認のうち契約変更に関わる確認項目は除く</small> </div>	(4) 工事成績の評定
(5) 条件変更に関する協議、調査、検討、通知	(5) 建設副産物の適正処理状況の把握		(5) 工事完成検査等の立会い
(6) 変更設計図面及び数量等の作成	(6) 改造請求及び破壊による確認		(6) 検査日の通知
(7) 関連工事との調整	(7) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し		
(8) 工程の把握及び工事促進指示			
(9) 工事変更の事前協議及びその結果の通知			

図 2-1 監督職員等と施工管理証明員との業務分担

また、施工管理証明工事の流れを図 2-2 に示す。



- ①発注者は工事請負契約時に施工管理証明を特記仕様書に規定し、施工管理証明費用の積算計上。
- ②施工者は施工管理証明員（社内技術者又は第三者）及び施工管理証明計画書の承諾願いを発注者（監督職員）に提出。
- ③発注者（監督職員）は施工管理証明員の資格審査及び施工管理証明計画書の確認を行い、承諾。
- ④施工管理証明員は現場臨場等により、施工管理等の確認を実施して施工管理証明資料を作成、作成した資料を施工者に報告。
- ⑤施工者は確認結果について、一定期間毎に発注者（監督職員）に施工管理証明資料を提出。
- ⑥発注者（監督職員）は施工管理証明資料を確認。
- ⑦発注者（検査員）は検査時に施工管理証明資料も合わせて検査。

図 2-2 施工管理証明工事の流れ

3. 用語の定義

1. 施工管理証明

施工管理証明とは、現在、発注者の監督職員が行っている監督業務の一部を受注者（社内技術者または受注者と契約した第三者）の施工管理証明員が契約図書等に基づき、臨場及び関係資料により確認等を行い、その結果を別に定めるところの様式（チェックシート等）にとりまとめる行為をいう。

2. 施工管理証明工事

施工管理証明工事とは、施工管理証明の試行を実施する工事をいう。

3. 施工管理証明員

施工管理証明員とは、施工管理証明を行う者で、一定の資格及び実績を有した受注者の社内技術者または、受注者と契約した第三者の技術者をいう。

4. 施工管理証明資料

施工管理証明資料とは、施工管理証明員が施工管理証明の結果を報告するために作成する資料であり、施工管理証明書、チェックシート、状況写真等から構成される資料をいう。

5. 施工者

施工者とは、受注者の現場代理人、主任（監理）技術者をいう。

4. 試行対象工事

施工管理証明工事の試行は、次に掲げる工事の中から選定するものとする

- ①一般土木工事
- ②アスファルト舗装工事
- ③その他当該工事に係る事務を所掌する県土整備部長又は出先機関の長が必要と認める工事

試行対象工事は、一般土木工事、アスファルト舗装工事の中から選定するものとするが、当面は工事の技術的難易度が比較的 low、トンネル、橋梁、堰、水門、排水機場等重要な構造物以外の工事を対象とする。

なお、試行の目的等を踏まえ、当該工事に係る事務を所掌する出先機関の長が必要と認める場合は、一般土木工事、アスファルト舗装工事以外の工事を試行対象とすることができる。

5. 施工管理証明員の資格等

1. 施工管理証明員の資格等

施工管理証明員は、一定の資格及び経験を有する者でなければならない。

施工管理証明員は、次の資格及び実績を有する者でなければならない。

[資格要件]

以下に示す①～⑤のいずれかを資格を取得していること。

- ①技術士、技術士補（建設部門、）
- ②一級又は二級土木施工管理技士
- ③土木学会（特別上級、上級、1級、2級）技術者
- ④RCCM 又はRCCM と同等の能力を有する者（※1）

※1 「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが、転職等により登録ができない立場にいる者

[実務経験]

技術者経験が10年以上であり、かつ下記の①～③のいずれかの経験を有していること。

- ①国土交通省又は福岡県発注工事の監理技術者又は主任技術者
- ②国土交通省の現場技術業務の現場技術員（ただし、内業は除く）
- ③福岡県発注工事の総括監督員、主任監督員又は検査員

なお、技術者経験とは、土木工事に関する技術的な経験をいう。

例) 民間会社：技術者として入社してからの経験年数

行政機関：土木技術者として入所してからの経験年数

2. 施工管理証明員の承諾

施工者は、工事着手前に社内技術者または第三者から施工管理証明員を選定して、監督職員の承諾を得なければならない。

施工者は、工事着手前に「1. 施工管理証明員の資格等」に定める資格及び実務経験等を有した技術者を受注者の社内技術者または第三者から選定し、施工管理証明員の氏名、資格、実務経験等を書面により監督職員に承諾願として提出するものとし、監督職員への提出は、「工事打合せ簿」に、以下の内容を添えて提出するものとする。

- ・対象工事名
- ・施工管理証明員の所属、氏名、生年月日
- ・所有資格と資格番号（資格者証（写し）を添付する。）
- ・職歴
- ・工事経歴

監督職員は、施工者から提出された施工管理証明員の資格、実務経験等の資格審査等を行い、承諾する。

施工者は、施工途中においてやむを得ず施工管理証明員を変更する場合には、変更理由及び施工管理証明員の氏名、資格、実務経験等を書面により監督職員に再提出して承諾を得なければならない。

以下に、受注者が主任監督職員に提出する際に添える資料の記入参考例を示す。

記載参考例

施工管理証明員

所属（法人名、部署）：

氏名：

生年月日： 年 月 日

資格名および資格番号：

職歴：

在籍期間	会社名	所在地	職種

工事経歴：

工事名	業務内容	工期	従事期間

※「資格者証（写し）」を添付する。

6. 施工管理証明計画書

施工者は、工事着手前に「施工管理証明計画書」を作成して、監督職員の承諾を得なければならない。

施工者は、工事着手前に設計図書及び本ガイドライン「7. 施工管理証明の実施内容」に基づき「指定材料の確認」、「工事施工の立会い」、「工事施工状況の確認（段階確認）」、「建設副産物の適正処理状況等の把握」の各項目について施工管理証明の内容、予定時期等を記載した「施工管理証明計画書」を作成し、監督職員に協議書として提出するものとし、監督職員への提出は、「工事打合せ簿」に、施工管理証明計画書を添えて提出するものとする。

監督職員は施工者から提出された「施工管理証明計画書」について、工事内容・規模を勘案し、内容確認を行い、承諾^注する。

施工者は工事変更等に伴い「施工管理証明計画書」の内容に変更の必要が生じた場合は、その都度、変更施工管理証明計画書を作成して監督職員の承諾^注を得なければならない。

注) 本ガイドラインで使用している「承諾」とは、施工者の作成した書面の内容について監督職員が妥当性の確認を行い受け入れるといった広義な行為を指すものであり、契約変更の対象としない「承諾」とは解釈が異なるものである。

施工管理証明に要する費用は、当初設計では確認回数を予定で積み上げ計上し、工事契約後に施工者が作成する「施工管理証明計画書」と実際の実施状況（回数等）を確認して受発注者間の協議により精算変更することになっている。

施工管理証明計画書の記載方法は以下のとおりとする。

◆「指定材料の確認」、「工事施工の立会い」

- ・指定材料(工種)名：設計図書において指定された材料名、工種名を記載する。
- ・施工(予定)時期：予定時期(○月上旬等)及び実施日(実績)を記載する。

◆「工事施工状況の確認(段階確認)」

- ・種別：「土木工事監督技術基準(案)」の段階確認一覧(別表1)及び施工状況把握一覧(別表2)に記載された種別名を記載する。
- ・細別：〃 細別名を記載する。
- ・確認時期：〃 確認時期を記載する。
- ・確認項目：〃 確認項目を記載する。
- ・施工(予定)時期：予定時期(○月上旬等)及び実施日(実績)を記載する。

※記載例 工事施工状況の確認(段階確認)

種別	細別	確認時期	確認項目	施工(予定)時期
矢板工	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	○月○日
矢板工	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	○月上旬
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
矢板工	鋼矢板	打込完了時	基準高、変位	○月○日
矢板工	鋼矢板	打込完了時	基準高、変位	○月中旬
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

◆「建設副産物の適正処理状況等の把握」

- ・建設資材・建設副産物：工事で使用する建設資材名、建設副産物名を記載する。
- ・施工(予定)時期：予定時期(○月上旬等)及び実施日(実績)を記載する。

「施工管理証明計画書」

指定材料の確認

指定材料名	施工（予定）時期

工事施工の立会い

指定工種名	施工（予定）時期

工事施工状況の確認（段階確認）

種別	細別	確認時期	確認項目	施工（予定）時期

建設副産物の適正処理状況等の把握

確認項目	建設資材・建設副産物	施工（予定）時期
産業廃棄物管理票（マニフェスト） による処理		
リサイクルの実施状況 （再生資源利用計画書）		
リサイクルの実施状況 （再生資源利用促進計画書）		

7. 施工管理証明の実施内容

1. 施工管理証明の実施内容は、「表の「2. 施工状況の確認等」に規定されている(2) 指定材料の確認、(3) 工事施工の立会い、(4) 工事施工状況の確認（段階確認）、(5) 工事施工状況の把握、(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握とし、施工管理証明員が臨場及び関係資料により確認等を行い、その結果を施工管理証明資料として作成するものとする。

但し、「工事施工状況の確認（段階確認）」のうち、契約変更に係わる確認項目については、これまでどおり監督職員が確認するものとする。

2. 施工者は、施工管理証明資料を一定期間ごとに監督職員に提出するものとする。

施工管理証明の実施内容は、「指定材料の確認」「工事施工の立会い」、「工事施工状況の確認（段階確認）」及び「建設副産物の適正処理状況等の把握」とし、施工管理証明員が実施する内容、頻度等は下記のとおりとする。

ただし、「工事施工状況の確認（段階確認）」のうち、契約変更に係わる確認項目については、これまでどおり監督職員が確認するものとする。

施工管理証明員は、施工管理証明の実施結果を下記に定める総括表、チェックリスト、状況写真からなる施工管理証明資料にとりまとめるものとする。

施工者は、施工管理証明資料を概ね1週間毎または監督職員が指示した時期に監督職員に提出するものとする。

状況写真(指定材料の確認)

状況写真例

確認材料名		確認項目	確認日 (実施日)	
状況写真		実施状況	材料の規格等	
		形状寸法	数量	

7-2. 工事施工の立会い

(1) 立会い工種及び頻度

設計図書において、監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工種について、設計図書に規定された方法により立会いを行うものとする。

(2) 施工管理証明資料（工事施工の立会い）

施工管理証明資料は、「施工管理証明（工事施工の立会い）総括表、チェックシート（工事施工の立会い）、状況写真」とする。

なお、状況写真については、全景、立会い実施状況がわかる代表部分について各1枚程度を撮影するものとする。

施工管理証明(工事施工の立会)総括表					
					工事名 : _____
工種	種別	立会項目	実施日	施工管理証明員 氏名 印	記 事

総括表例

チェックシート(工事施工の立会) (期間: 年 月 日 ~ 年 月 日)																
工事名:			対象箇所:			施工管理証明員		印								
工種	種別	立会項目	立会時期	確認内容	チェック内容						備考					
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	日付・チェック	／	□	／	□	／	□	／	□	／	□	各確認ごとに、全景、立会い実施状況がわかる代表部分について各1枚程度写真撮影し状況写真として整理する
					確認箇所											
					コメント											
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	日付・チェック	／	□	／	□	／	□	／	□	／	□	各確認ごとに、全景、立会い実施状況がわかる代表部分について各1枚程度写真撮影し状況写真として整理する
					確認箇所											
					コメント											
					日付・チェック	／	□	／	□	／	□	／	□	／	□	
					確認箇所											
					コメント											
					日付・チェック	／	□	／	□	／	□	／	□	／	□	
					確認箇所											
					コメント											

チェックシート例

状況写真(工事施工の立会い)

状況写真例

種別		立会項目		確認日 (実施日)	
状況写真	 <p>全景</p>		 <p>立会い状況がわかる代表部分</p>		

7-3. 工事施工状況の確認（段階確認）

(1) 確認の内容及び頻度

表7-1「工事施工状況の確認（段階確認）一覧」に基づき、確認を行うものとする。
 なお、契約変更等に係わる確認項目については、従来どおり監督職員が行うものとする。

表 7-1 工事施工状況の確認（段階確認）一覧

種別	細別	確認時期	確認項目	確認者	
				監督職員	施工管理 証明員
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等		○
河川土工（掘削工） 海岸土工（掘削工） 砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	○	
道路土工 （路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルーローリング実施時	ブルーローリング実施時		○
路床土処理工	Fe石灰工法 セメント安定処理工	施工完了時	施工幅、施工厚さ	○	
路盤工	上層路盤工 下層路盤孤工	施工完了時	施工幅、施工厚さ	○	
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、 幅、延長、施工厚さ		○
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ		○
	サトマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、 施工厚さ		○
パーカトルレン工	サトドレン 袋詰式サトドレ ン ペーパードレン	施工時	使用材料、打込長さ		○
		施工完了時	施工位置、杭径		○
締固め改良工	サトコンパクション パイル	施工時	使用材料、打込長さ		○
		施工完了時	基準高、施工位置、 杭径		○
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントシグ攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度		○
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径		○
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注 入量	○	
矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否	○	○
		打込完了時	基準高、変位		○
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否	○	○
		打込完了時	基準高、変位		○

種別	細別	確認時期	確認項目	確認者	
				監督職員	施工管理証明員
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	○	○
		打込完了時 (打込杭)	基準高、偏心量		○
		掘削完了時 (中堀杭)	掘削長さ、杭の先端土質	○	
		施工完了時 (中堀杭)	基準高、偏心量		○
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況		○
場所打杭工	リバース杭 オールシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	○	○
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比		○
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	○	○
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況		○
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	○	
		掘削完了時	長さ、支持地盤	○	
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比		○
		施工完了時	基準高、偏心量、径		○
		グラウト注入時	使用材料、使用量	○	
オープンケトン基礎工 ニューマチックケトン基礎工		鉄杵据え付け完了時	使用材料、施工位置		○
		本体設置前(オープンケトン)	支持層	○	
		掘削完了時(ニューマチックケトン)		○	
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	○	
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比		○
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	○	○
		打込完了時	基準高、偏心量		○
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況		○
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	○	
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況		○
砂防堰堤		法線設置完了時	法線設置状況		○
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)		○
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)		○
躯体工 RC躯体工		杵座の位置決定時	杵座の位置		○
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比		○
鋼橋		仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)	キャンバー、寸法等		○

種別	細別	確認時期	確認項目	確認者	
				監督職員	施工管理証明員
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚ケーシング工 RC擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	○	
		床堀掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	○	
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比		○
		埋戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)		○
ポストテンション(I)桁 製作工 プレキャストブロック組 立工 プレーム桁製作工 PCホースラグ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作 工 PC押し箱桁製 作工 床版・横組工		プレストレス導 入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比		○
		プレストレス導 入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比		○
		PC鋼線・鉄筋組立て完 了時(工場製作を除く)	使用材料、 設計図書との対比		○
耐震補強工	アンカー工	削孔完了時	削孔長さ(全孔確認)	○	
削孔工	アンカー工 ボーリンググラウト	削孔完了時	削孔長さ	○	
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	○	
トンネル支保工		支保工完了時(支保工変 更時)	吹付コンクリート厚、ロックボルト打ち込み本 数及び長さ	○	
トンネル覆工		施工時(構造の変化時)	設計図書との対比	○	
トンネルバート工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比		○
ダム工		工事ごと別途定める。		—	—

- 注) 1. 表中の「確認の程度」は確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上、設定する。
2. 1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。
3. 表中の「確認者」の「監督職員」、「施工管理証明員」の区分は参考であり、工事内容等を勘案の上、適宜判断する。

チェックシート(建設副産物の適正処理状況の把握) (期間: 年 月 日 ~ 年 月 日)												
工事名:		対象箇所:		施工管理証明員	印							
確認項目	時期 確認頻度	確認内容	チェック内容						備考			
			日付・チェック	確認箇所	コメント	日付・チェック	確認箇所	コメント				
産業廃棄物管理票(マニフェスト)による処理	・施工中適宜	産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されていることを確認する。	日付・チェック	／	□	／	□	／	□	／	□	
			確認箇所									
			コメント									
リサイクルの実施状況	・建設資材の種類及び使用量により施工中適宜	受注者が作成した再生資源利用計画書によりリサイクルの実施状況を確認する。	日付・チェック	／	□	／	□	／	□	／	□	種類ごとに、建設資材の規格、使用量等について各1枚程度写真撮影し状況写真として整理する
			確認箇所									
			コメント									
リサイクルの実施状況	・建設副産物の種類及び発生量により施工中適宜	受注者が作成した再生資源利用促進計画書によりリサイクルの実施状況を確認する。	日付・チェック	／	□	／	□	／	□	／	□	種類ごとに、建設副産物の処理状況、発生量等について各1枚程度写真撮影し状況写真として整理する
			確認箇所									
			コメント									
			日付・チェック	／	□	／	□	／	□	／	□	
			確認箇所									
			コメント									

状況写真(建設副産物の適正処理状況の把握)			
種別	確認項目	確認日 (実施日)	状況写真例
状況写真	全景		処理状況がわかる代表部分

8. 施工管理証明に係わる監督職員の業務

1. 監督職員の監督業務

監督職員は、施工者から提出された施工管理証明資料について、その内容を確認することをもって、別表の「2. 施工状況の確認等」に規定されている(2)指定材料の確認、(3)工事施工の立会い、(4)工事施工状況の確認(段階確認)、(6)建設副産物の適正処理状況等の把握を実施したものとする。

但し、本規定は監督職員の現場臨場などを妨げるものではない。

2. 検査時における検査員への提示

監督職員は、検査時(中間検査、完成検査等)に施工者から提出された施工管理証明資料を検査員に提示するものとする。

(1) 監督職員の監督業務

監督職員は、施工者から提出された施工管理証明資料について、その内容を確認することをもって、別表に記載の(2)指定材料の確認、(3)工事施工の立会い、(4)工事施工状況の確認(段階確認)、(5)建設副産物の適正処理状況等の把握を実施したものとする。

但し、本規定は監督職員の現場臨場などにより、施工状況を確認することを妨げるものではない。

(2) 検査員における検査員への提示

監督職員は、検査時(中間検査、完成検査等)に施工者から提出された施工管理証明資料を検査員に提示するものとする。

9. 検査

施工管理証明工事の試行対象工事の検査については、次の点について留意して検査を実施するものとする。

- ①監督職員から提示された施工管理証明資料については、原則として全資料を確認するものとする。
- ②出来形寸法検査については、「土木施工管理の手引き 第3編〔2〕土木工事検査基準」に記載の「検査基準」に規定されている検査箇所（最低検査箇所数）の概ね2倍の密度で行うものとする。

（1）施工管理証明資料

監督職員から提示された施工管理証明資料は、原則として全資料を確認するものとする。

（2）出来形寸法検査

出来形寸法検査については、「土木施工管理の手引き 第3編〔2〕土木工事検査基準」に記載の「検査基準」に規定されている検査箇所（最低検査箇所数）の概ね2倍の密度で行うものとする。

10. 施工管理証明に要する費用の積算

1. 積算方法

施工管理証明に要する費用は、工事の共通仮設費の技術管理費に積算計上するものとする。

2. 変更（精算）方法

施工管理証明に要する費用の精算は、施工管理証明計画書と施工管理証明の実施状況を確認して受発注者間の協議により契約変更するものとする。

(1) 積算方法

① 積算計上項目

施工管理証明に要する費用は、請負工事費における共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。

② 積算方法

- ・施工管理証明に要する費用として計上する内容は、施工管理証明員が実施する臨場及び書面確認、品質証明資料の作成、打合せとし、施工現場までの移動に係る日数は計上しないものとする。
- ・施工管理証明員の基準日額は、設計業務委託等技術者における「技師C」とする。
- ・実施歩掛は、施工管理証明の確認1回当たり、施工管理証明員（技師C）0.5人とする。

(施工管理証明に要する費用)

$$\begin{aligned} &= (\text{直接人件費}) \\ &= (\text{実施歩掛}) \times (\text{基準日額}) \\ &= 0.5 \text{ 人/回} \times (\text{確認回数}) \times (\text{技師C単価}) \end{aligned}$$

- ・なお、技術管理費へ積上計上する施工管理証明員の費用については、現場管理費の対象とはせず、一般管理費のみ対象とする。これは、設計業務委託等技術者単価には、現場管理費に計上されている保険等の費用を含むため、現場管理費の対象外とするものである。

③ 確認回数

工事内容に基づき、確認項目（指定材料の確認、工事施工の立会い、工事施工状況の確認（段階確認）、工事施工状況の把握、建設副産物の適正処理状況等の把握）それぞれの回数を積み上げ、その合計を「確認回数」とする。

各確認項目の回数の考え方は以下を参考として、当初設計では概算積み上げとする。

- ・「指定材料の確認」・・・設計図書において指定した材料数
- ・「工事施工の立会い」・・・設計図書において指定した工種数

- ・「工事施工状況の確認」・・・「土木工事施工管理の手引き」第2編〔4〕「段階確認一覧表」の確認の程度を基に工事ごとに回数を算出する。（※）
- ・「建設副産物の適正処理の状況等の把握」
 - ・・・産業廃棄物管理票（マニフェスト）による処理の確認回数（当初は1回とする）と工事で使用（発生）する建設副産物及び建設資材の種類（数）の合計により回数を算出する。

ただし、工事規模や工期により確認頻度が1回では不足することが想定される場合は、適宜頻度を増やして当初計上してもよい。

【算出例】

工事内容：橋台（直接基礎）2基、仮設工 鋼矢板 800枚の場合

<工事施工状況の確認（段階確認）>

矢板工（鋼矢板） 打込時 $800 \div 150 = 5.33 \div 6$ 回

打込完了時 $800 \div 150 = 5.33 \div 6$ 回

躯体工（橋台） 鉄筋組立て完了時 $0.3 \times 2 = 0.6 \div 1$ 回

埋戻し前 $1 \times 2 = 2$ 回 計15回

<工事施工状況の把握>

躯体工（橋台） コンクリート打設時 $1 \times 2 = 2$ 回

④ 参考資料への明示

入札参加者の適正・迅速な見積もりのために、参考資料として、施工管理証明費の内容について、次のとおり明示する。

- ・実施歩掛（0.5 人/回）
- ・確認回数
- ・技術者職種（技師C）
- ・現場管理費対象外、一般管理費対象

（2）変更（精算）方法

施工管理証明費用は精算変更するものとし、施工管理証明計画書の最終変更と施工管理証明の実施状況を確認して、受発注者間の協議により確認回数を精算変更を行うものとする。

確認回数については、1日の確認において異なる項目を複数回確認している場合の確認回数は、1回として精算する。

なお、受発注者間の協議により施工管理証明の実施回数は決定することとする。